

看護学生の実習について

第1回検討会における主なご意見

現状の実習体制では、現場の負担が大きく、実習指導者による密着した指導が実施できていないため、看護学生が看護実践能力を身につけられないという危機感が共有された。

1. 実習指導者・中堅層の不足と指導負担の集中

- 現場は1～3年目の看護師が多く、中堅看護師が不足している
- 実習指導の負担が実習指導者や中堅看護師に集中し、サポート体制が弱い

2. 患者の安全への配慮による見学中心の実習

- 看護技術の実践は医療安全のリスクがあり、密着した指導が必要だが担保がされていない
- 現場では、人手不足と患者の安全への配慮から、看護実習は見学中心となり、実践的な実習が行えていない

3. 実践能力不足の新人看護師の増加

- 卒業時の能力が担保されていない懸念がある
- 現場で求められる能力と教育内容のギャップが拡大しており、基礎教育段階での実践能力育成が急務とされている
- 病院によって実習の質に大きな差があり、実習指導者の配置に対する支援や実習内容の質保証が求められる

看護師等養成所における実習

実習の位置付け

看護師養成所における実習は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、教育内容のうち専門分野に位置付けられている。また、実習を行うのに適当な施設を利用することができ、適当な実習指導者による指導が行われることとされている。適当な要件については「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」に定められている。

看護師になるための教育内容

基礎分野

- ・科学的思考の基盤
- ・人間と生活・社会の理解

専門基礎分野

- ・人体の構造と機能
- ・疾病の成り立ちと回復の促進
- ・健康支援と社会保障制度

専門分野

- ・基礎看護学
- ・成人看護学
- ・小児看護学
- ・精神看護論
- ・地域・在宅看護論
- ・老年看護学
- ・母性看護学
- ・看護の統合と実践

臨地実習

- ・基礎看護学
- ・成人看護学
- ・小児看護学
- ・精神看護学論
- ・地域・在宅看護論
- ・老年看護学
- ・母性看護学
- ・看護の統合と実践

※ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表3

実習施設の主な要件

実習施設に求められる事項や環境

- 教育内容に応じて、多様な実践活動の場を設定する。施設に関連する法令等で定められている基準を満たしている。
- 原則として養成所が所在する都道府県内にある。学生の利便性等の観点から、養成所が所在する都道府県外の場合は既に実習を行っている看護師等養成所の実習体制への影響に十分配慮する。
- 同時に受け入れることのできる学生数は、実習の質担保の観点から、実習施設の規模や実習内容を勘案し、当該養成所との間において十分な調整を図り、専任教員、実習指導教員又は実習指導者による適切な実習指導体制を確保した上で、適切な数を定める。多数の学校又は養成所が実習を行う場合には全体の実習計画を調整する。
- 実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。学生の更衣及び休憩が可能な場所や実習効果を高めるために、専任教員、実習指導教員又は実習指導者との討議等が実施できる場所が設けられていることが望ましいこと。
- 看護師が配置されていない施設での実習は、実習全体の3割以内とする

実習施設の確保

- 病院に加え、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜確保すること。
- 基礎看護学及び成人看護学実習については、学生1人につき1か所以上の病院において実習を行うこと。

病院の場合に求められる条件

- 看護職員の半数以上が看護師であること。看護組織の方針や組織内の役割が明確であること。看護基準や看護手順が標準化していること。看護に関する諸記録が適正に行われていること。実習指導者が2人以上配置されていること。

訪問看護ステーションの場合に求められる条件

- 複数の責任者がいること。訪問看護計画や看護記録が整備されていること。

看護師等養成所の専任教員の要件について

看護師等養成所には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、専任教員、教務主任の配置が必要であり、それぞれの要件が看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに定められている。

専任教員

◇保健師、助産師又は看護師の資格を有し、専門分野ごとに配置され、学生の指導にあたる教員。

◇専任教員となることのできる者は次のいずれにも該当する者であること。

①保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

②専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

ただし、保健師、助産師又は看護師として「専門領域」のうち1つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目（※）を履修したものは、これに関わらず専任教員となることができる。

※ 教育に関する科目

「教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目」のうちから、合計4単位以上

教務主任

◇教務に関する主任者。

◇教務主任となることのできる者は、専任教員の要件を満たし、次のいずれかに該当するものであること。

① 専任教員の経験を三年以上有する者

② 厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者

③ 旧厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者

④ ①～③までと同等以上の学識経験を有すると認められる者

実習指導者の要件について

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき実習を行うのに適当な実習指導者による指導が行われることとされている。

実習指導者

看護師等養成所の実習施設で実習指導にあたる実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。

(看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 第8実習施設等に関する事項 1 抜粋)

保健師助産師看護師実習指導者講習会

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）の実習施設で実習指導者の任にある者若しくは将来これらの施設の実習指導者となる予定にある者、又は上記養成所において実習指導の任にある者に対して、看護基礎教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的として実施している。

(保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱 1目的 抜粋)

保健師助産師看護師実習指導者講習会の科目

区分	内容	科目	単位数	時間数
基礎看護分野	教育の基盤 ※1	教育原理	1	15
		教育方法	1	15
		教育心理	1	15
		教育評価	1	15
専門分野	看護論	看護論	1	15
	看護教育課程	看護教育課程論	1	15
	実習指導の基盤 ※2	実習指導方法論 (評価を含む)	2	30
		実習指導方法演習	2	60
合計			10	180

保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱 別紙1 抜粋

特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会の科目：※1（教員評価除く）および※2、総時間数39時間

学生の臨地実習に係る保健師助産師看護師法の適用の考え方

看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書（平成15年3月17日）において、学生の臨地実習における看護行為についてとりまとめられ、平成15年3月18日に都道府県及び関係機関へ周知を行っている。

看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書（平成15年3月17日）抜粋

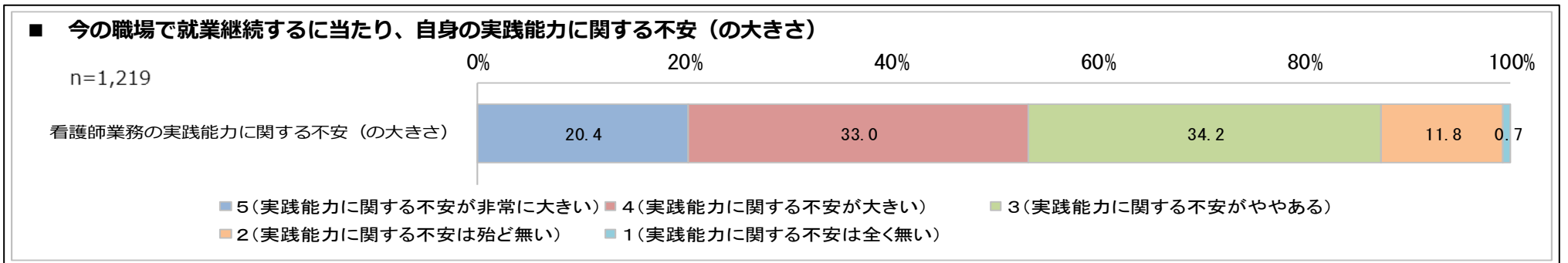
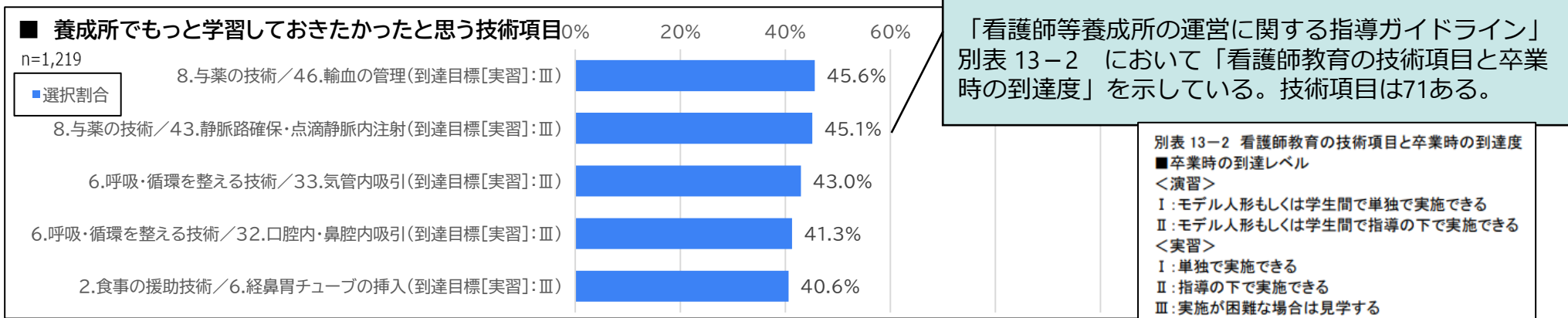
3 学生の臨地実習に係る保健師助産師看護師法の適用の考え方

- 看護師等の資格を有しない学生の看護行為も、その目的・手段・方法が、社会通念から見て相当であり、看護師等が行う看護行為と同程度の安全性が確保される範囲内であれば、違法性はないと解することができる。
- すなわち、
 - (1) 患者・家族の同意のもとに実施されること、
 - (2) 看護教育としての正当な目的を有するものであること、
 - (3) 相当な手段、方法をもって行われることを条件にするならば、その違法性が阻却されると考えられる。
- ただし、
 - (4) 法益侵害性が当該目的から見て相対的に小さいこと（法益の権衡）、
 - (5) 当該目的から見て、そのような行為の必要性が高いこと（必要性）が認められなければならないが、正当な看護教育目的でなされたものであり、また、手段の相当性が確保されていれば、これらの要件は満たされるものと考えられる。

卒業生の看護技術に関する学習ニーズ

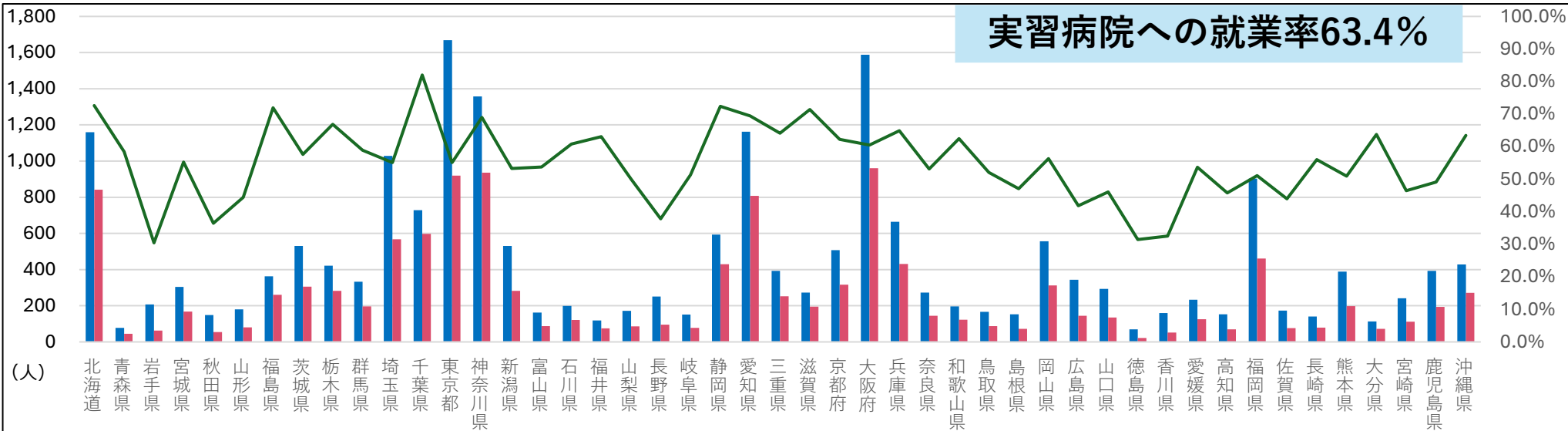
看護師等養成所への実態調査において、卒業生を対象に「養成所でもっと学習しておきたかったと思う技術項目（看護師3年課程・2年課程卒業生による回答）」「今の職場で就業継続するにあたり、自身の実践能力に関する不安（の大きさ）」を調査した。

- 卒業生の約4割が「もっと学習しておきたかった」と回答した項目には、身体侵襲性の高い技術項目も確認された。
- また、就業を継続するにあたり、自身の実践能力に不安を感じている者の割合が8割を超えた。

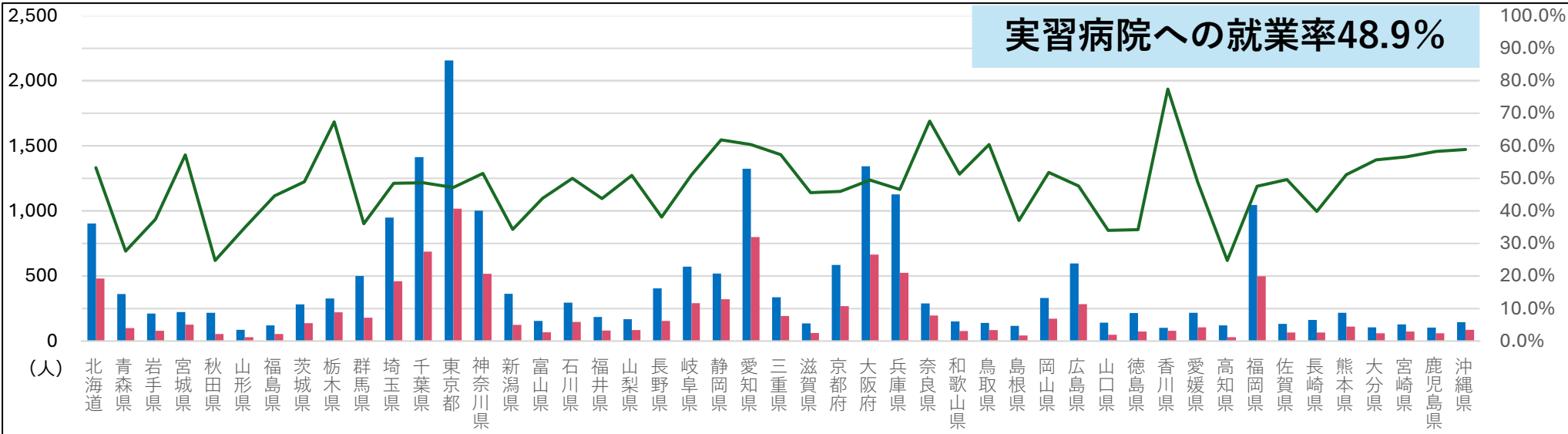


看護師学校養成所（3年課程）における都道府県別実習病院への就業割合

■ 看護師養成所（3年課程）



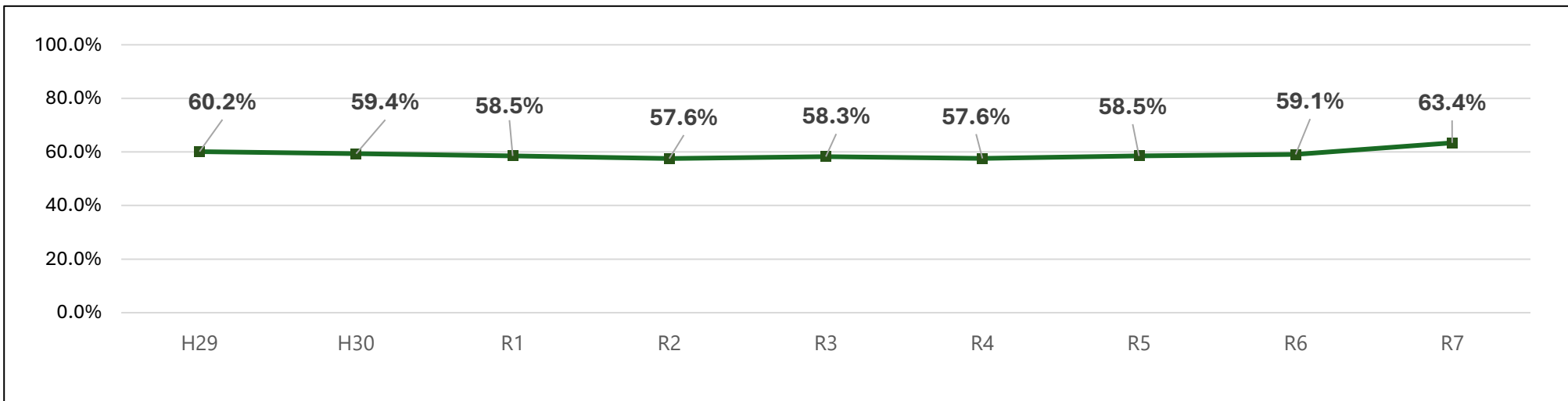
■ 大学（3年課程）



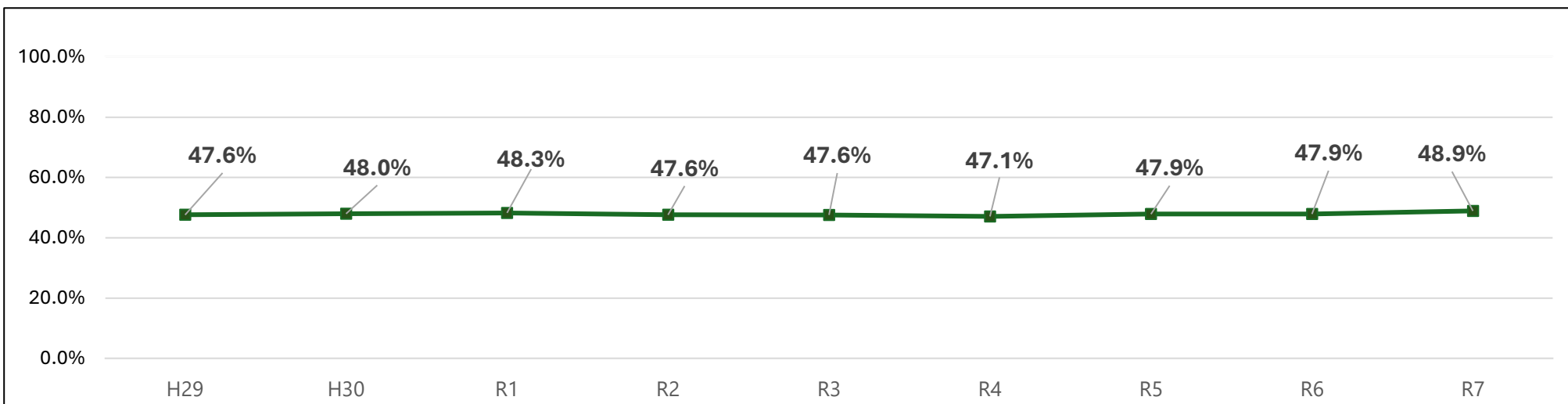
■ 卒業後看護師として就業している者の総数 ■ 実習病院に就業 ■ 実習病院への就業率

看護師学校養成所（3年課程）における実習病院への就業割合の推移

■ 看護師養成所（3年課程）



■ 大学（3年課程）



■ 実習病院への就職率

実習受け入れ体制についての規定

実習受け入れ体制に関する規定の有無について、実習指導者（※）に調査を行った。

※ 養成所の実習受け入れ先である各施設の代表1名

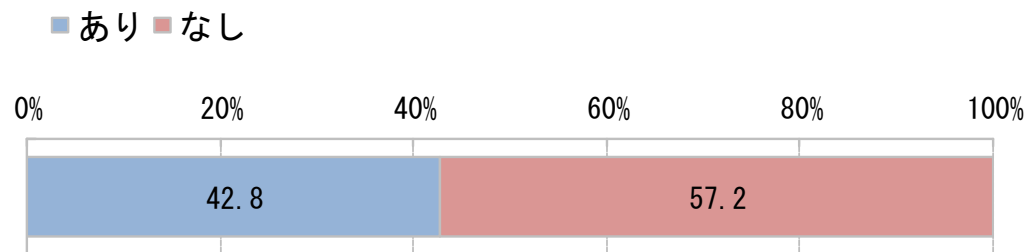
- 実習受け入れ体制に関する規定の有無について、57.2%の実習施設が「なし」、42.8%の実習施設が「あり」と回答した。

■ 実習受け入れ体制の規定の有無

(n=1402)

実習受け入れ体制の規定（※）の有無

（※実習指導に関する組織目標や実習指導の責任／権限の所在を明示する規定や、実習指導者会議等の問題解決／質向上のための仕組みに関する規定、実習受入の条件等を定めた規定等）



実習指導体制および実習指導者の兼務の状況について

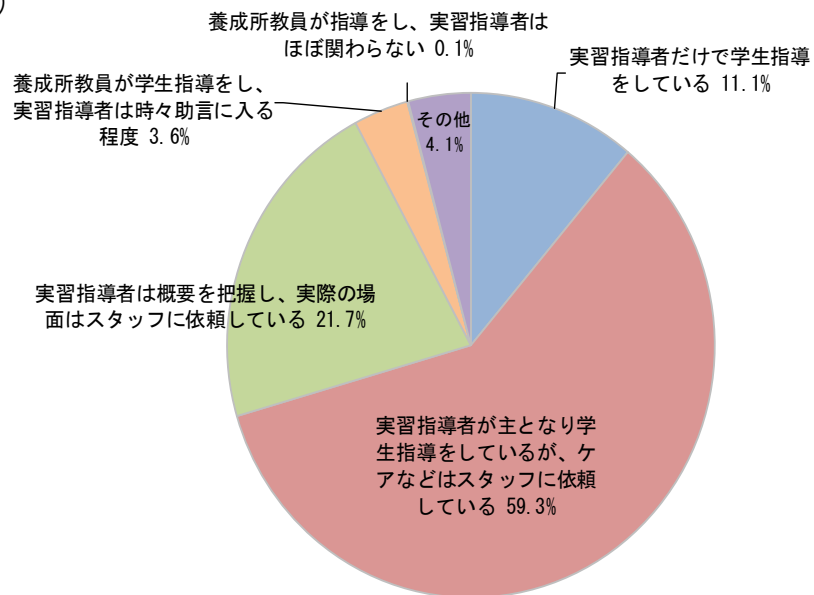
実習指導者（※）を対象として「実習指導体制」および「実習指導者の『実習指導』と『通常業務』の兼務の状況」についての調査を行った。

※ 養成所の実習受け入れ先である各施設の代表1名

- 最も多いものは「実習指導者が主となり学生指導をしているが、ケアなどは実習指導者以外のスタッフに依頼している」で59.3%、次に多いものは「実習指導者は概要を把握し、実際の場面はスタッフに依頼している」で21.7%であった。
- 『実習指導』と『通常業務』との「兼務あり」が8割以上を占めた。

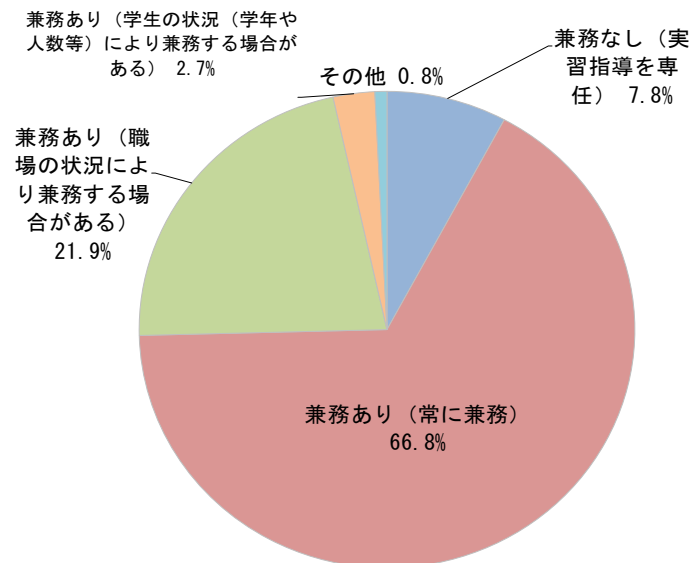
■ 実習指導体制

(n=1402)



■ 実習指導者の『実習指導』と『通常業務』の兼務の状況

(n=1402)



実習指導者の状況と学生の技術項目到達度の関係

看護師養成所の管理者を対象として「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」についての調査を行った。

- 調査結果から、技術項目の到達度「Ⅰ：単独で実施できる」および「Ⅱ：指導の下で実施できる」の割合が高い、上位10および下位10の養成所における、①実習施設に従事する看護師に占める実習指導者の割合、②実習指導者に占める実習指導講習会受講者の割合、③実習指導者と養成所との連携方法について、以下の通りであった。

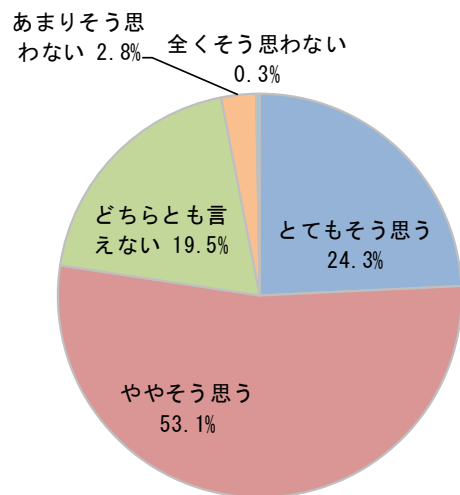
実習指導者の状況	技術項目の到達度 上位10の養成所	技術項目の到達度 下位10の養成所
①看護師に占める実習指導者の割合	平均20%	平均14%
②実習指導者に占める実習指導講習会受講者の割合	平均60%	平均54%
③実習指導者と養成所との連携方法	<ul style="list-style-type: none">• 全ての養成所が「実習指導者との定期的な会議を開催」し、「到達目標を共有」していた。• 半数以上の養成所が「実習施設の管理者との定期的な会議を開催」していた。	<ul style="list-style-type: none">• 3割の養成所が、「実習施設の管理者との定期的な会議を開催」していた。• 全ての養成所が、「実習指導者の負担が軽減されるサポート」をしていなかった。

看護師等養成所と実習施設の連携について

看護師等養成所と実習施設の連携について

- 看護基礎教育検討会報告書（令和元年10月15日）では、実習前後に養成所と実習施設が十分な調整を行うこと、また教員や実習指導者による適切な実習指導体制を確保することが求められている。
- しかし実態としては、実習指導者への調査結果から、教員と連携について必要な情報共有や相談が適切に行われているかについて「とても思う」と回答したのは約2割にとどまった。

■ 教員との連携について必要な情報共有や相談が適切に行われている



(n=1402)

教員との連携がうまくいっていない要因【自由記載】

【不十分な実習指導者と教員との調整】

- 実習の打ち合わせなど、簡単に終わることもあり、学生一人一人について、協議をすることがない。
- 教員からの依頼内容が確認できないことがある。
- 業務が学生指導業務と兼務であるため、教員との連携時間が確保しにくい。
- 複数部署を1名の教員が担当しており、実習指導者より教員がどこにいるのかわからず情報共有ができていないとの意見がある。
- 実習後はレポートの受け取りのみで、次年度受け入れ時の改善点が分からないでいる。
- 実習全般に関する話し合い、会議がない。

【実習指導者と教員の実習目標の相違】

- 学生への指導の中で重要視する視点の違い（現場での実践との相違）
- 学生が各実習項目においてどこまでの実践を求めているのかわからない。確認しても回答がない。

【実習指導者に必要な情報の共有困難】

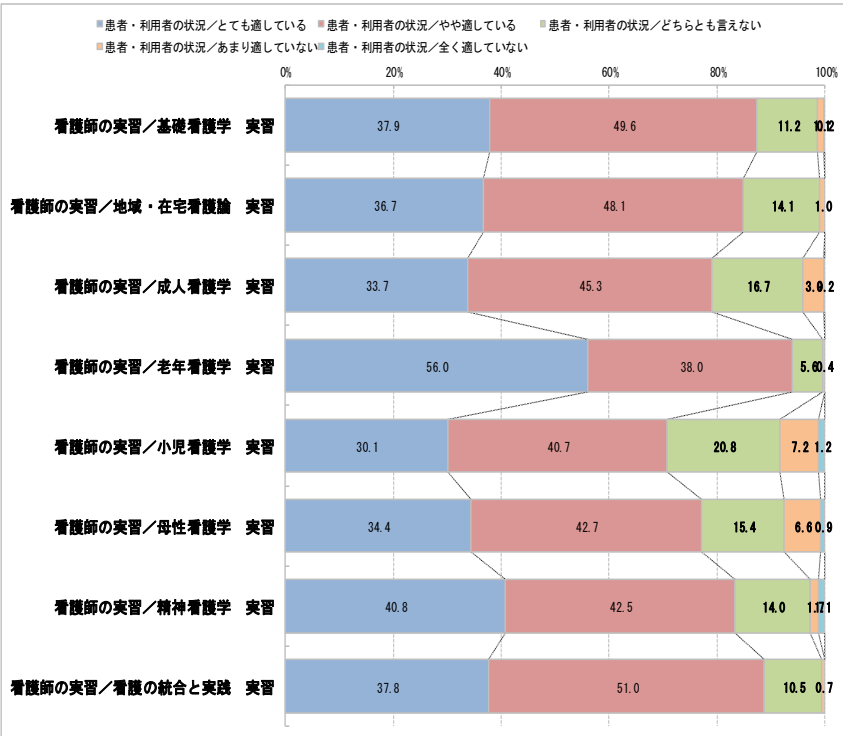
- 管理職からの情報が、実習指導者に伝達されないことがある。
- 実習期間中に1名の実習指導者で担当する事が難しく、実習指導者が交代する場合がある。病院側の問題であるが実習指導者同士での情報共有が不十分である。

実習に適している施設の確保について

実習に適してる施設について

実習指導者が、学生の実習目標を支援するうえで、実習施設における実習対象者の状況が適しているかについて、「どちらともいえない」～「全く適していない」と回答した割合が1～3割あり、適していない場での実習が行われている状況が確認された。

■実習目標達成を支援するために、自施設の状況(患者・利用者の状況)は適しているか



自施設の実習指導体制が適していないと考える理由【自由記載】

【実習指導者講習会の受講者の不在】

- ・ 指導者養成講習会の修了者がいない。
- ・ 母体の病院には実習指導者講習会を受講した看護師が複数在籍しているが、訪問看護部門には受講した看護師がいないため適切な指導ができていない。

【不十分な実習施設指導体制】

- ・ 実習指導者が、通常業務と兼務するため学生に常に配慮することができていない。
- ・ 実習に来ていただいた際は、実質的に業務を行いながら、または、終わってから少し時間を割いてということになり、常に付き添ってられない。
- ・ 人員が少なくスタッフの急な休みも多いため学生の同行の予定を組んでも中止になってしまうことがある。
- ・ 急性期病院であり緊急入院が多い上、一般病棟は3年目以下の若い看護師を多く、日々煩雑であるため、実習指導体制として適しているか疑問がある。
- ・ 1名の指導者を継続して担当できる状況ではなく、指導者が変わる場合がある。

【実習指導体制に関する周知不足】

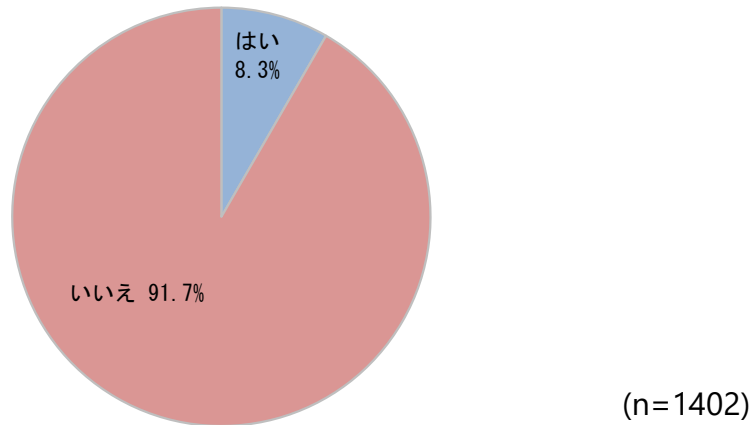
- ・ 実習指導者講習会を受講したが実習施設全体への周知が難しく全体での体制が整っていない。
- ・ 実習指導者会議や年間計画等立てられていない。

実習依頼の辞退とその理由

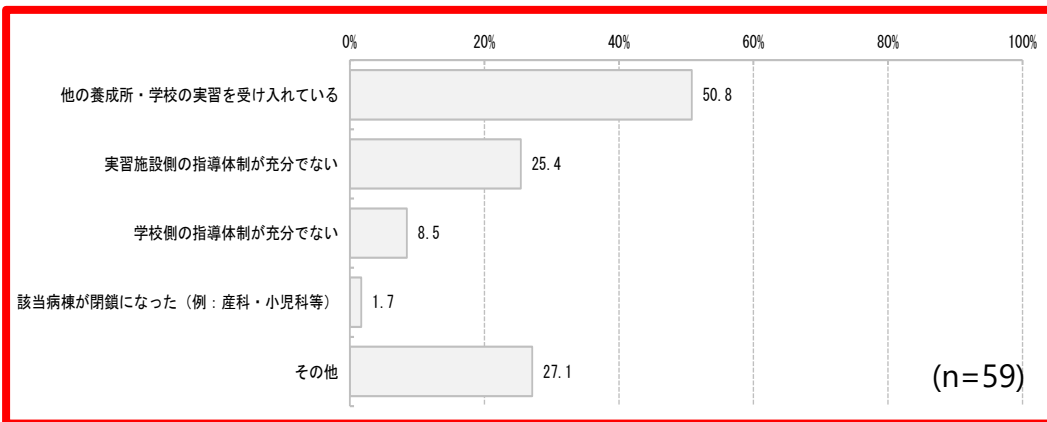
実習指導者（※）を対象として実習依頼の辞退とその理由について、調査を行った。全体（n=1,402）のうち、8.3%が実習を断った経験があるという結果であり、その理由として多かったのは、「他の養成所・学校の実習を受け入れている」、「実習施設側の指導体制が十分ではない」であった。

※ 養成所の実習受け入れ先である各施設の代表1名

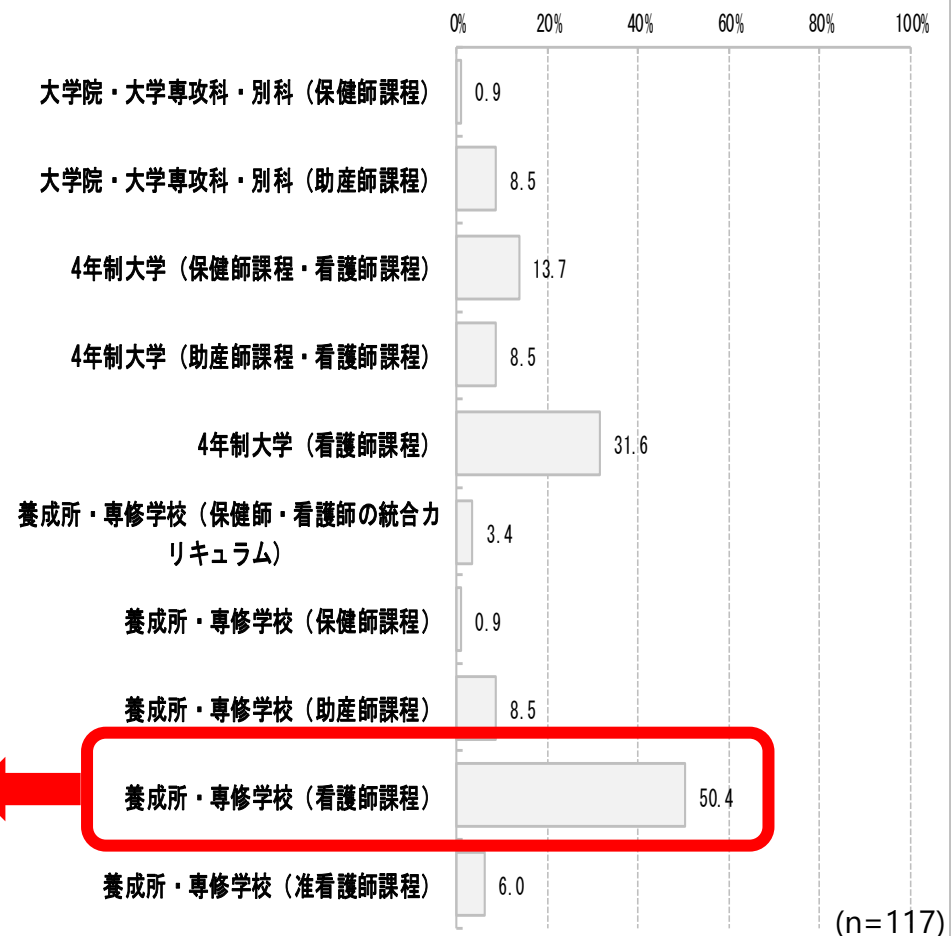
■実習の受け入れの依頼を断ったというケースの有無



■実習の受け入れを断った理由（複数回答）



■実習の受け入れを断った課程（複数回答）



看護師等養成所における実習施設の確保について

実習施設の確保状況

- 日本看護学校協議会の調査（看護師等養成所の管理・運営等に関する実態調査 令和7年8月の実施調査 令和6年度の状況に関する調査）によると、実習の施設確保については、経年的に困難化している状況となっている。

- 臨地実習施設確保状況(以前との比較)については、2023年度と比較すると施設確保の困難化が微増しているが、一方で「以前も近年も、特に困難はない」も微増しており、両極化の傾向が見られる。

	全体的に困難化が進んだ	一部領域で困難化が進んだ	一部領域で、以前同様の困難が続いている	一部領域で困難化が進み、一部領域で緩和した	一部あるいは全領域で、困難が緩和した	以前も近年も、特に困難はない
2022年度	55.9%			7.9%	28.5%	
	7.4%	21.1%	27.4%		11.6%	16.9%
2023年度	↑ 61.2%			6.0%	32.8%	
	8.3%	23.3%	29.6%		9.2%	↑ 23.6%
2024年度	↑ 62.9%			5.9%	31.3%	
	8.3%	28.6%	26.0%		6.2%	↑ 25.1%

日本看護学校協議会 看護師等養成所の管理・運営等に関する実態調査 令和7年8月の実施調査 令和6年度の状況に関する調査 より

看護師等養成所における実習施設の確保について

実習施設の確保状況

- 同調査において「最も確保が困難と感じる領域」は、「母性看護学実習」や「小児看護学実習」の割合が高くなっている。

表 12-1-a-A: 最も困難と感じる領域を教えてください（設置課程別）

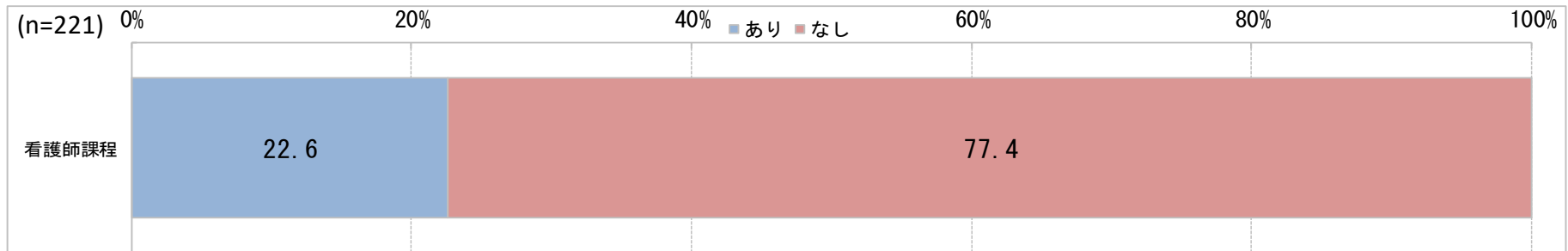
		設置課程別						全課程
		助産師	統合カリ	3年課程	2年課程	准看護師	その他	
基礎看護学（又は、基礎看護）	n	0	0	3	0	2	0	5
	%			1.2%		10.5%		1.5%
地域・在宅看護論（又は、公衆衛生看護学）	n	0	0	41	5	0	1	47
	%			16.1%	10.2%		20.0%	13.9%
成人看護学（又は、成人看護）	n	0	0	12	0	2	0	14
	%			4.7%		10.5%		4.1%
老年看護学（又は、老年看護）	n	0	0	12	1	0	0	13
	%			4.7%	2.0%			3.8%
小児看護学（又は、母子看護）	n	0	3	50	13	4	3	73
	%		50.0%	19.6%	26.5%	21.1%	60.0%	21.5%
母性看護学（又は、助産学）	n	5	2	85	19	6	0	117
	%	100.0%	33.3%	33.3%	38.8%	31.6%		34.5%
精神看護学（又は精神看護）	n	0	1	25	6	0	0	32
	%		16.7%	9.8%	12.2%			9.4%
看護の統合と実践	n	0	0	0	0	0	0	0
	%							
不明	n	0	0	27	5	5	1	38
	%			10.6%	10.2%	26.3%	20.0%	11.2%
合計	n	5	6	255	49	19	5	339
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

看護師等養成所における実習施設の確保について

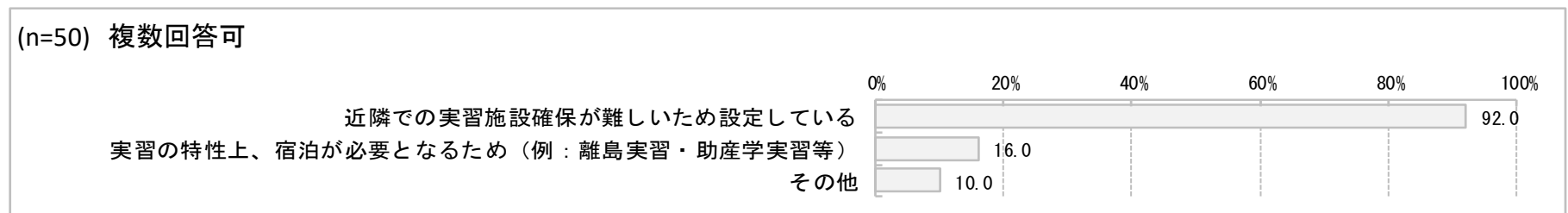
「実習施設までの移動に2時間以上」または「宿泊を伴う」実習の実施状況

- 「実習施設までの移動に2時間以上」または「宿泊を伴う」実習を設定しているか、看護師養成所に調査を行ったところ、約2割が実施している回答した。
- また、「あり」と回答した養成所のうち「あり」と回答した場合、「実習施設までの移動に2時間以上」または「宿泊を伴う」実習を設定している理由として、約9割が近隣での実習施設確保が難しいためと回答した。

■「実習施設までの移動に2時間以上」または「宿泊を伴う」実習の実施状況



■「実習施設までの移動に2時間以上」または「宿泊を伴う」実習の実施理由



実習における実習記録システム活用

令和6年度補正予算で実施した、「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業」において、看護学生の実習記録・指導・評価・データ分析を一元化して効率化するために開発されたプラットフォームを導入した事例がある。

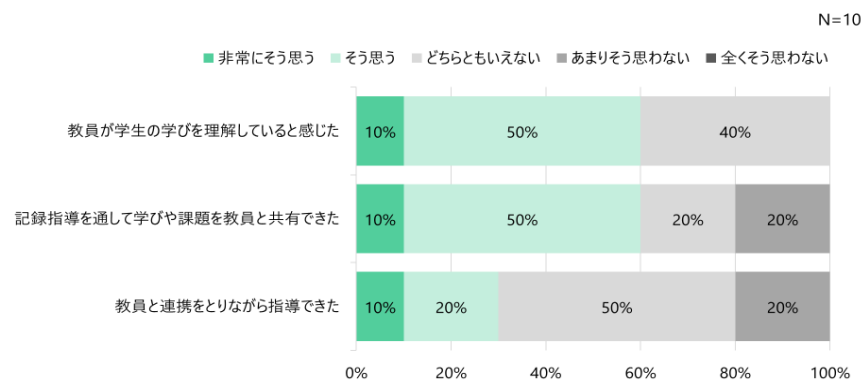
このシステムを導入した養成所では、実習指導者がタイムリーに学生の記録の確認ができ、指導や情報共有が可能となった等の肯定的な意見が聞かれている。

取組事例 03

(2) 検証結果 詳細

3 実習記録システム活用に対する実習指導者の評価

データ収集・測定方法 実習指導者アンケート (5段階評価) 評価方法 肯定回答率



実習記録システムの利用について、実習指導者へのアンケートを実施した

- ・ 実習指導者による肯定的評価（「そう思う」「非常にそう思う」）は、目標としていた80%以上に達しなかった
- ・ 「どちらとも言えない」「あまりそう思わない」といった、肯定的でない回答が多数を占めた

(肯定的意見の一例)

- ・ 学生の記録に基づき、タイムリーな指導ができた
- ・ 記録をデータとしていつでも閲覧でき、情報共有に役立った

(参考) 目標未達の要因と考えられる背景

- ・ 実習指導者-教員間の連携は、システムを介さず、従来通り電話や対面が中心であった
- ・ システムの操作に手間取り、コメント入力や記録確認といった本来の業務が十分に行えなかった
- ・ アンケート回答者には、実習への関与が限定的な実習指導者（例：初日のみ担当するなど、効果を実感しにくい可能性）が含まれていた

考察

- ◆ 実習記録システムが情報共有に有用な可能性を持つ一方で、実際の業務が従来通りの方法（電話・対面）で行われた場合、たとえ有用なシステムを導入しても、業務プロセス自体が変わらなければその効果は限定的となることを示唆している
- ◆ 今後は、活用方法の明確化や運用体制の整備に加え、システム操作への習熟を深めることで、教員との連携強化と評価向上が期待される

実習に関する論点（案）

実習に関する課題

現在の看護実習においては、患者とのコミュニケーションや状況に即した技術実践の機会が十分に確保できておらず、自身の看護実践能力と身体侵襲性の高い看護技術について学習不足を感じている学生がいる。実習指導者による密着した指導が実施できていないため、看護学生が看護実践能力を身につけられない現状が指摘されている。

看護学生の卒業時に求められる看護職員像

実習中であっても、安全性が確保されていれば、看護師等が行う看護行為と同程度の看護の提供を行うことができるとされている。卒業時点から自立して基礎的な看護を提供できる看護職員となることを目指し、学生の段階から主体的に、根拠に基づいた臨床判断や看護計画の作成を行い、身体侵襲性の高い技術を含む看護の提供を行う経験を積む必要があるのではないか。

達成するために必要な支援

- 看護学生の学習ニーズを満たしつつ、安全に実践的な実習を実施するためには、病院等の実習施設において実習指導者を十分に確保し、適切に配置するための支援が必要ではないか。
- 実習病院に半数以上の学生が就職している現状に鑑みると、その後の実習病院・地域定着を見据えて、看護実践能力が高くなるよう、実習前からの学内演習の充実及び実習の段階から実践的な指導を行う必要があるのではないか。
- 実習指導者が指導方法等に関する研修を受講し、実習の質を高めることが必要ではないか。
- 学生の実習到達目標達成のためには、養成所と実習指導者の効果的・効率的なコミュニケーションの機会を十分に確保することが必要ではないか。
- 実習施設の確保に向けては、都道府県において各地域の医療機関等の役割を踏まえた、DXの活用などの遠方での実習を支援する仕組みが必要ではないか。